**平成２２年（フ）第７３１号**
茨城県水戸市笠原町1628番地の８
破産者　君島　邦雄
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第６２８号**
埼玉県狭山市笹井２丁目２番２号
破産者　平山　和己
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第８４８号**
埼玉県入間市久保稲荷１丁目10番地１　扇町屋団地14―402
破産者　畔蒜　浩治
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１２６号**
埼玉県入間市宮前町８番31号
破産者　芹澤　　勇
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１４２号**
埼玉県飯能市大字阿須781番地28
破産者　佐藤　与松
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１４７号**
埼玉県入間市大字上藤沢391番地１　ロイヤルステージ102
破産者　大日向　淳
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１１１号**
相模原市南区東大沼４丁目17番29号　エクレールハル112号室
破産者　相馬　敏郎
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第３２９２号**
名古屋市守山区幸心３丁目712番地　リバーランド河原205号
破産者　藤原加代子
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３４４号**
名古屋市中川区東中島町２丁目２番地の２　古川松次方
破産者　古川　秀人
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３５４号**
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下61番地の９　ピボツトマンシヨン池下809号
破産者　杉尾　逸子
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５８５号**
愛知県北名古屋市高田寺東の川８番地　マーベラス堀場605号、住民票上の住所名古屋市西区鳥見町１丁目27番地
破産者　玉木　公明
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６０号**
神戸市垂水区小束山４丁目１番地の11
破産者　黒田　隆久
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２３７号**
神戸市灘区灘北通２丁目３番21号
破産者　吉村　光仁
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０９０号**
広島市東区福田２丁目528番地５
破産者　大慎工業こと　原　　慎治
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２１５号**
長崎県諫早市小船越町61番地101、前住所長崎県諫早市津水町30番地15
破産者　平山　照雄
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
沖縄県名護市城２丁目４番５号
破産者　宮平　常利
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２３年（フ）第５号**
沖縄県名護市字田井等650番地３
破産者　大城　道子
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２２年（フ）第３４７２号**
札幌市白石区栄通７丁目１番10―107号
破産者　笠原田鶴子
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８４４号**
札幌市東区北10条東12丁目４番15―310号
破産者　幅　　律子
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６８９号**
札幌市豊平区平岸４条13丁目４番８―301号
破産者　佐藤　敦子
１　決定年月日　平成23年６月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部